

**さいたま市自治基本条例検討委員会
第9回会議 議会・行政部会の記録**

| | |
|---------------------------|---|
| 日時 | 平成 22 年 11 月 15 日(月) 18:45~20:25 |
| 場所 | さいたま市役所議会棟第 2 委員会室 |
| 参加者 ※敬称略 | <p>〔委員〕計 11 名 染谷 義一／歌川 光一／高橋 直郁／中田 了介／福島 康仁／堀越 栄子 ／湯浅 慶／渡辺 初江(以上、議会・行政部会。)、内田 智／小林 直太 ／中津原 努(以上、市民部会。) (欠席者:遠藤 佳菜恵／三宅 雄彦)</p> <p>〔さいたま市議会議員〕計 4 名 議長 真取 正典／副議長 高橋 勝頼／議会改革推進特別委員会委員長 高柳 俊哉／議会改革推進特別委員会副委員長 興水 恵一</p> <p>〔事務局:さいたま市〕計 8 名 政策局政策企画部長 田邊 成弘／政策企画部参事企画調整課長 川島 雅典 ／企画調整課副参事 高根 哲也／企画調整課主幹 松本 孝／企画調整課 総合振興計画係主査 松尾 真介／総合振興計画係主査 大砂 武博 ／総合振興計画係主査 島倉 晋弥／企画調整課企画係主任 清水 慶久</p> <p>〔地域総合計画研究所〕計 1 名 細田 祥子</p> <p>〔傍聴者〕0 名</p> |
| 議題及び 公開又は 非公開の 別 | <p>1. 市議会よりさいたま市議会基本条例、議会改革の取組についての説明 2. 意見交換</p> <p style="text-align: right;">[公開]</p> |
| 配付資料 | <p>次第 席次 出席者名簿 さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿 資料1 ニュースレター「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」 資料2 さいたま市自治基本条例のコンセプト(基本的な考え方) 資料3 事前にお問い合わせした質問事項について 資料4 さいたま市議会基本条例逐条解説</p> |
| 問合せ先 | さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035 |

1. 市議会よりさいたま市議会基本条例、議会改革の取組についての説明

○真取正典議長あいさつ

- ・ 皆さん、こんばんは。ご挨拶申し上げます。今日はあいにくの雨天の、また寒い中をお集まりいただきましてありがとうございます。先ほども申し上げましたが、私は9月の定例会で第8代目の市議会議長となりました真取正典でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

- ・ さいたま市自治基本条例検討委員会の皆様には、自治基本条例の制定に向けて熱心にご検討されておられますことに、まずもって敬意と感謝を申し上げる次第でございます。本日、私どもさいたま市議会との意見交換会の機会を設けてくださりまして、福島委員長さんをはじめ各委員、関係各位に厚く御礼を申し上げる次第でございます。
 - ・ 私は、さいたま市議会の良き伝統と尊重すべき先例を遵守するとともに、議員相互の積極的な討議を展開して、市民の皆様に分かりやすい身近な議会を実現して、そのための議会運営に努めてまいりたいと存じます。
 - ・ また、先ほど事務局よりご紹介いただきました、本日出席しております議員を私からもご紹介させていただきます。
 - ・ 高橋副議長は議会基本条例を検討いたしました議会改革推進特別委員会の委員でもございます。条例の制定はもちろんのこと、議会の改革や活性化に当たっても議会各会派、各議員との調整に当たるなど、民主的な議会運営のためにきめ細やかな対応をいただいております。
 - ・ 次に議会改革推進特別委員会委員長の高柳議員、副委員長の輿水議員でございます。正副委員長におかれましても議会基本条例の制定にあたりまして、委員間の議論を踏まえながら条例案の調整をし、合意形成に尽力されてまいりました。
 - ・ さて、さいたま市議会はこれまでさまざまな議会改革に取り組んでまいりました。平成20年2月には議会改革をさらに進めていくことを目的に設置しました議会改革推進特別委員会におきまして、議会の憲法とも言われる議会基本条例の制定を目指して、二十数回にわたりまして委員会で検討を重ね、平成21年12月定例議会において可決、制定し、本年4月1日から施行したところでございます。
 - ・ 議会基本条例は、議会の担うべき監視機能、調査機能、政策形成機能を強化し、自治立法権、自治行政権、自治財政権を備えた揺るぎのない地方政府を確立することによって、市民福祉の向上と市の健全な発展を実現することを決意し、その実現のために議会自身の基本的な規範として制定したものでございます。
 - ・ 自治体の憲法と言われる自治基本条例については、市民自治の確立に向けた基本的な考え方を示す法的基盤となるものと理解しておりますが、その条例を市民の方々による検討委員会を中心にさまざまな市民参画の手法を活用し、つくり上げていくことについて誠に意義深く考えております。
 - ・ 本日はこれまで条例の特徴等について高橋副議長、高柳委員長、輿水副委員長より説明させていただき、議会の活動をより理解いただきますとともに、自治基本条例を検討するうえでお役に立てば幸いです。本日の意見交換会が検討委員会の皆様、そして議会にとって実りある有意義なものとなりますようご期待を申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。
- (挨拶後、退席)

1-1 さいたま市議会の議会改革

○高橋勝頼副議長

- ・ まず、市議会の改革の状況、基本条例の考え方等についてお話をさせていただく機会をいただきまして大変ありがとうございます。

- ・ 私からは、議会改革の取組として、「市議会からの配付資料」のうち「資料1 さいたま市議会の議会改革」を説明させていただく。前回、平成19年の改選以降、議会全体として議会改革に取り組んできた。

(1)議会のスリム化について

- ・ 旧4市のときに比べ、議員数は半減、さらに来年4月の改選では定数を4減して60で改選する。
- ・ また、各地で問題になっている費用弁償、日当、交通費は平成19年度から廃止した。議員報酬の削減についても、報酬審議会の答申額から5%を自主的に削減し、これを条例化した。
- ・ さらに、市会議員が逮捕・拘留されたときに議員報酬を差し止めする条例もすでに制定した。

(2)議会機能の強化について

- ・ 後ほど詳しく説明するが議会基本条例を制定した。この中で、第25条に「議決事件の拡大を検討する」という条項があり、これを受けて平成22年9月議会で「さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例」を制定したところである。
- ・ なお、資料に記載はないが、これまで議会は慣例、申し合わせで動くというのが伝統だったが、申し合わせをやめ、会議の運営規定(全37条)によって厳格に会議を運営していくこととした。これもさいたま市議会の特徴と言える。
- ・ さらに、議員間討議及び市長との緊張感ある関係を具体化するために、今年9月議会から政令市では初めてとなる対面式演壇を設置した。合わせて、正面の壁にプロジェクター用のスクリーンを設置した。市長と相対して質疑、質問、答弁をやり合うという形になっている。9月議会では、議員提出政策条例案が出た。これについても議員同士で質問と答弁を行った。今後、議員提出条例が増えてくれば議員がお互いに本会議場の中で向かい合って討論をする形が定着すると考えている。
- ・ モニターについては、まだ著作権の問題をどう整理するか等の課題があり、9月議会では使用しなかったが、今後、写真の投影あるいは各自が用意した資料の投影等を行い、傍聴者あるいはインターネット中継を見る方にとって分かりやすい議論の補助になると考えている。

(3)委員会組織の強化と審査・調査の充実

- ・ 議会は、基本的に委員会審議の充実を目指している。さいたま市議会では、予算委員会を常設化した。64名の議員で、正副議長を除いて31名ずつを予算委員会と決算委員会に振り分けている。大人数での審議だが、市政運営にとって重要な予算を大人数で時間をかけて審議する仕組みができ上がった。決算委員会も同様である。
- ・ さらに、五つの常任委員会がある。さいたま市議会の特徴としては、各常任委員会が年間の政策テーマを決める点である。今年は、まちづくり委員会であれば市長が提案している「多目的な公園の整備の在り方」を年間のテーマに掲げて調査研究を進めている。2月議会にて報告書という形で全議員に配布されて市長に提出する予定である。
- ・ また、特別委員会にも特徴的な委員会がある。例えば、いじめ問題の特別委員会を設置し、子どもに対するいじめだけではなく高齢者虐待、社会的ないじめも含

めて広範な論議を行っている。見沼田圃の将来ビジョンの特別委員会では見沼田圃の今後の在り方についての論議がされている。さいたま市としては初となる、地域総合計画の見沼田圃のビジョンが市長の下で策定され、それを中心に論議がされている。

- ・ 審査日程についても、1会期40日程度と大変長い。その間に、常任委員会、予算委員会、特別委員会も開いている。

(4)開かれた議会の実現

- ・ 本会議のインターネット中継を実施している。本会議は、傍聴席にてご覧になるか、モニターを別室に設置し放映している。傍聴席はまだバリアフリー化されていないため車椅子等の方はここでご覧いただける。
- ・ それから、後ほどまた説明があるが、「オープン議会」という会議を開いた。議会基本条例制定の際に、市民の方々に議場に座っていただいて市民と議会の対話を行ったものである。
- ・ 政務調査費については、使途基準を策定し全面公開している。
- ・ 傍聴については、これまで乳幼児については入場制限があったが撤廃した。本会議場には難聴者の方向けの磁気ループが設置されており、事前にご依頼があれば手話、要約筆記者の張り付けもさせていただく。
- ・ 予算委員会、常任委員会では、参考人制度の積極的活用として、大学の先生方をはじめ、市内のさまざまな団体の方々から直接ご意見を聴く取組を積極的に行っている。こういう形で市民参加の具体化を図っている。
- ・ 生徒が議会運営を体験する取組である、中学生議会については、これまでの2年間、市内の全中学校から参加いただいた。高校生議会については、先週の土曜日に初めて開会した。
- ・ 以上、さいたま市議会がこの4年間取り組んできた改革である。今後の課題等については意見交換の中でご説明させていただきたい。

1-2 さいたま市議会基本条例制定の経緯など

○高柳俊哉 議会改革推進特別委員会委員長

- ・ 私からは、「市議会からの配付資料」「資料2 議会基本条例」と「資料3 さいたま市議会基本条例制定に関する決議」、「資料4 さいたま市議会基本条例制定までの経緯」に沿って基本条例制定の経緯を中心にお話ししたい。
- ・ 私たちが議会基本条例の制定に取り組んだのは、いま高橋副議長からお話があったように、さまざまな議会改革への取組を現に行っている流れの中だったのだということをもまずご理解いただきたい。このような取組が活発に行われてきた背景には、私は、歴代議長のリーダーシップが非常に大きかったと思っている。もう一つ、さいたま市は、来年で合併10年という若い政令市である。この意味では、議会運営の在り方はこりかたまっておらず、新しいことをしていこうという改革の意欲があると言える。
- ・ 平成20年2月の定例会にて、議会改革推進特別委員会が設置された。その最大の目的は、議会基本条例をつくることだった。特別委員会のメンバーは、原則として各会派を代表する責任ある方を選定いただいた。これにより、委員会での決定

が議会のスムーズな決定につながるようという配慮である。なお、無所属の議員2名の意見も反映するために、うち1名の方も参画していただいた。

- ・ 他自治体の議会の中には、議会基本条例の検討にあたって、特別委員会という形ではなく、非公式の研究会で検討していった例もあるが、さいたま市議会は正式な特別委員会をつくったことも一つの特徴と思っている。
- ・ 議会基本条例のプロセスの中で重要だったのは、徹底した議員間の協議を行ったことである。最初に委員会の素案があり、1条1条に対して各会派から意見を出してもらい、委員会の中で協議をして、これを踏まえて正副委員長が正副委員長案を提案、これを委員会の中で決定していく、という進め方をとった。
- ・ 正式な委員会だけで25回行ったが、当然、各会派の中での議論、あるいは正副委員長が案をつくるための非公式な議論、その他さまざまな非公式な協議を含めると、その3倍、4倍に及ぶ。このように各会派が真剣に議論したことも大きな特徴であろう。
- ・ もう一つ重要なことは、市民の参画である。初めて「オープン議会」を開催した。議会基本条例の素案ができ上がった段階で、その素案についての説明を本会議の議場に公募の市民を招いて説明した。市民の方からその場で質疑を受け、やり取りを行った。当然のことだが、事前のシナリオは全くなかった。ある種の緊張感を持ったやり取りがあった。併せて、議会としては初めてパブリックコメントを実施した。5名の方から22の意見をいただき、条例本文を微調整して条例を制定した。このプロセスを経て、平成21年12月定例会で議会基本条例が可決され、本年4月1日から施行されている。
- ・ 当然、議会基本条例はつくったらそれで終わりということではない。まさに議会会議のさまざまな流れの中で生まれた条例であり、これを踏まえてどのように議会改革をステップアップしていくのか、これがこれからの大きな課題である。

1-3 さいたま市議会基本条例の内容

○輿水恵一 議会改革推進特別委員会副委員長

- ・ 私からは、議会基本条例の内容について若干説明させていただきたい。さいたま市の自治基本条例検討委員会の皆様とこうやってお話ができる機会を与えていただいたことに心から感謝申し上げたい。
- ・ そもそも、議会基本条例をつくろうという発端は、まさに前文に書いたが、今、国が非常に行き詰っている状況の中で、地方自治体が自立して独立した機関として、自分たちでできること、やれることを積極的に進めていかなければいけないということである。これを背景として、私たちは条例をしっかりとつくって、地方分権、地域主権の時代にしっかりとマッチした議員、議会になっていきたい。そういう視点で制定した。

前文

- ・ 前文の中ほどに、「自治立法権、自治行政権及び自治財政権を備えた地方政府の確立」とある。これは議会だけではできない。市民の皆さまの自治体としての認識、また在り方もしっかりしていかなければいけない。その中であって議会としては監視機能、調査機能、政策形成機能を強化していく、この視点を持ちながら、最終目的は「市民福祉の向上と市の健全な発展を実現する」ことであるとした。

- ・ 今まで、行政の文書に出てくるのは「市民福祉の向上」の1本だったが、「市の健全な発展」という視点も踏まえたうえで議会運営を行うことが重要だという考えである。

第1章 目的

- ・ この条例が特徴的なのは「自主的、自律的な議会運営」を目指すとしている点、「市民の議会」と「市長等との関係」という章がある点である。他の自治体の議会基本条例にはない珍しい章である。市民とどう関わりながら、目先のことだけでなく、市民福祉の向上とともに市の健全な発展を目指し、一緒になって市の発展を考えられるのか。この視点での議会の必要性、重要性をしっかりと位置付けた。

第2章 議会の責務、議員の責務

- ・ 第2条「議会の責務」には、「市民の意見の把握と調整」と「適切な選択」と規定している。あるいは第3条「議員の責務」にも「市民の意見を的確に把握」し、また「市民全体の利益を勘案」する視点を持つことを定めている。

第3章 議会の活動、第4章 議員の活動及び会派

- ・ 第5条から第16条までは、議会の細かな運営等について規定し、議会とはどんな組織で、どんなことをしているのか分かってもらえるようにした。

第5章 市民の議会

- ・ その上で、第5章の「市民の議会」、特に「市民の参画」については大変な議論があった。議会と市民の接点について、実際に具体的に進めていることもあるが、まだ十分ではなかったため、今後の課題としてここにしっかりと章を設け、条を残すことによって常にこれを追求していく姿勢を示した。

第6章 市長等との関係

- ・ 通常、議会はいかにも市長にくっついていくかのように誤解をされている部分もあるが、あくまでも市長の監視機能としての立場をわきまえ、関係性を明確にしていく必要がある。例えば、議決事件についても拡大すべきは拡大を図る。あるいは区行政にもしっかりと対応していきたい。

第7章以降

- ・ 第7章以降では、議員の定数、政務調査費、政治倫理、議会局等について明記した。特徴的な条文として、第35条「議会の在り方の検討」がある。本来、基本条例とは高度の安定性が求められるが、市行政や議会を取り巻く環境が変化していく中で適応性、可変性も欠くことはできない。目的は市民福祉の向上と市の健全な発展である。この視点において状況に応じた変化を遂げる議会像をしっかりと明記し、たゆまない改革に取り組む意思を表している。

1-4 事前にお問い合わせした質問事項に対する回答の説明

(1)議会や議会基本条例について

○奥水恵一 議会改革推進特別委員会副委員長

- ・ 議会基本条例の検討の際、特に苦労した点、課題となった点としては、素案一つひとつの条例に対する各議員からの多種多様な意見をうまく包み込みながら条文にまとめていくため、非常に時間がかかったことである。修正案の解釈についてしっかりと説明しないと提案した議員さんにも理解していただけない。委員会に

臨む前に一つひとつの条文を修正した経緯、中味について整理するのに非常に時間がかかった。大変苦勞した点ではあるが、また非常に勉強になった。

- ・ 具体的に論点となったのは、個々の議会改革の取組を進めている現状があるなか、それ以上を求めるような条文になる場合である。オープン議会をやっている上で、さらに「市民の参画」としてどう書くのか。またもっと具体的に定めたほうがいいのか、今やっていない部分に対してどういった表現をしていくのか。ここは非常に議論になった。具体的に出せないから条文を取ってしまおう、という意見もあったが、それは無しにした。とにかく課題として残そうということになった。
- ・ 市民の意見の反映のために工夫した点としては、オープン議会を行ったことである。初めての取組で、本会議場に公募市民の方をお呼びした。どんな質問が出るかわからないけれども、とにかくやり取りをする。やり取りの中で市民の皆様の意見を反映できるかもしれない。また、次へのきっかけにもなる。このような思いで実施した。1回目からうまくいくとは我々も思っていなかった。何回も繰り返すことによって議員側の力もつき、市民の皆様の目線も変わってくると考えている。
- ・ 議会改革、議会の活性化のために必要なことや課題については、「市民の感覚」が最重要であると考えている。我々が議会でやっていること、目先の問題と将来の問題、私たちが変えられることと変えられないことが何なのか。また、どんな議論をして、どういったことを考えて一つひとつの事業を判断しているのか、これらをオープンに市民の皆さんと語り合える、また共有できる機会をどこまでつくれるのか。私たち自身しっかりと勉強して深い議論、丁寧な分かりやすい説明ができる議員になれるか。まずそこが大事な課題であると考えている。
- ・ 国の借金が900兆円を超え、また毎年40兆円を超える赤字財政である。そういった中で国の政策を待っていたのでは取り返しがつかない。いま大事なことは地方自治体が力をつけて伸び、国全体を支えていけるような在り方ではないか。この視点で私たちは「地方政府」として自立を考えなければならない。例えば道州制の議論が大きく出たが、道州制を待っている必要はない。道州制でなくても地方政府として政府と政府が都市間で連携しながらお互いの成長と発展をもたらす政策を実現する、このようなさいたま市を目指していきたい。

(2) 議会と市民との関係等について

○高柳俊哉 議会改革推進特別委員会委員長

- ・ これから一番やらなければいけない重要なことであるが、議会への市民参画は得意ではないことであると思う。議会基本条例の「第5章 市民の議会」に思い入れがある。市民と議会がかけ離れた存在であってはいけない。文字通り市民の議会であってほしい、そうあるべきである、との思いで規定している。
- ・ 議会基本条例の全体の条文に関わるが、どこまで細かく書くのか、あるいは抽象的に書くのかについては議論があった。特に「市民の参画」については、例えば請願、陳情についてももう少し細かく書くべきではないか、議会報告会についても規定すべきではないかという議論があった。しかし、まだまだそこに至っていないのが現状であった。そこで、「市民の参画」の基本原則を規定し、今後の具体

的な取組の中で実践しよう、ある程度定着したら新たな条文として書き加えよう、ということになった。

- ・ 「議会と市民との望ましい関係」あるいは「期待すること」とは、市民と議会はかけ離れた存在であってはいけないということである。いろいろな形で議会と市民が対話する機会を積極的につくり、私たちが市民に対してきちんと説明責任を果たしていかなければいけない。一方で、市民も情報が不足しているがゆえの議会に対する無理解の部分もあると思う。対話の中でお互いの認識のずれをできる限り一致させる努力が双方に必要だと思う。特に市民の方はいろいろな分野の専門家である。その専門的な知見を私たちに教えてほしい。
- ・ 行政の政策形成への市民参画・協働についても、これから推進していく必要がある。これが進むと、極端に言う議会はあるのかという議論になるかもしれないが、議会は最終的な決定の場であり、決定の正当性は選挙で市民から選ばれた議会だからこそ持っていると考え。その決定が仮に間違った場合、市民は議会をリコールするか次の選挙でその議員を落とすことができる。つまり、行政への市民参加をどんどん進めていくべきだが、そこでの決定と、議会による決定には若干の違いがあると考えている。
- ・ 議会活動の広聴、広報等については、インターネット中継や広報紙を読みやすくするなどの努力をしている。また、議会説明会をきちんと行っていくべきだ。オープン議会では最初はどんな質問が出るか分からず、緊張したが、回数を重ねることでお互いに対話に慣れてくるだろう。市民と議会がお互いに高め合っていくような関係性をつくっていききたい。今後、議員立法が増えていくと思われ、ますます市民との対話の場が重要になってくる。
- ・ 議会改革というのは終わりのない道である。ぜひ、絶え間ない議会改革と、市民とのさまざまな対話をこれからも続けていきたい。

(3)議会と市長(行政)との関係等について

○高橋勝頼 副議長

- ・ この条例の案を作成したのは前・相川市長時代であり、次に誰が新しい市長になるか全く予期していない段階である。条例第22条「市長等との関係」では、市の行政全般にわたる議会の監視責任を議会から宣言したい、という趣旨で書き込んでいる。
- ・ 議会と市長の望ましい関係については、人によってかなり意見が違うが、議会全体としては、日本国憲法下での二代表制を強く意識した。従来は、ともすれば市長に通じる議会内与党を野党が批判するような旧来の地方政治の構造があったが、議会基本条例では、議会全体が市長に相對する議会である、という意識を全員が持つに至った。これは大変大きな財産である。
- ・ 政令市になるにあたって、先進政令市の行政のノウハウ、情報から学ぶ機会を持った。職員も同様ではないかと思う。政令市に移行してから、職員の意識もかなり高まったという認識は持っている。
- ・ 区行政については、議会の中でもずっと議論があるところである。まだ都市内分権、予算や権能が区に十分に移転されていない状況の中で、議会がどう関わるか。他の政令市議会では本会議に区長が出席されているところもある。具体的には今

後の検討課題だが、予算委員会に分科会を設けて、区別の審議会を持つのはどうかと検討している。6月議会の予算委員会に区民会議の各会長全員にお越しいただき、意見を聞く機会を設けた。区民会議にはすばらしい提案をしていただいているが、予算や権限不足によりなかなか具体化しない。区民がつくり上げる区のまちづくりが具体的に進むような手だてを議会としても考えていかないといけない。

(4)自治基本条例について、その他

○高橋勝頼 副議長

- ・ 議会基本条例をつくったときには、自治基本条例が当然、後追いでできてくることを想定していた。自治基本条例ができた段階で改めて議会基本条例を見直そうという前提で制定した。個人的な考えだが、6月22日に地域主権戦略大綱が閣議決定され、地方自治法の改正が論議されている。基礎的自治体の基本構造、市長と議会の基本的な関係などが議論されている。これによってさいたま市の自治基本条例もかなり影響を受けてくると考える。議会としては、この動向を注視していきたい。

○奥水恵一 議会改革推進特別委員会副委員長

- ・ 議会基本条例の目的として、「市民福祉の向上」と「市の健全な発展」を掲げたが、自治基本条例においても基本的には目的は同じではないか。私たちも議会基本条例を基にそれを目指し、自治基本条例ができてくることによって行政または市民も同じ目線でそれを目指しながら、さいたま市の発展がもたらされるという部分では非常に期待ができる、また期待していきたい。私は個人的にはそう考えている。

2. 意見交換

○渡邊委員

- ・ 議会基本条例の制定過程で具体的にどんな議論がされたのかが分かり、大変よかった。
- ・ 議会では、多数決で物事が決まっていかがるを得ないところがある。このことと、市民の参画との関係について考えをお聞かせいただきたい。

○高橋勝頼 副議長

- ・ 民主主義の手続きの中で、最終的には多数決で予算を通したり、条例を制定したりせざるを得ない場面はある。しかし、先ほど議会改革の中で説明したように、多数決による決定に至る過程の中で、会派・政党を超えて全員で協議する、調査研究をするという気風がだんだん定着してきている。
- ・ それから、この議会基本条例がうたっているところは、多様な市民の理解の中で合意形成していく作業をしっかりとやろうというのが基本的な精神である。これを具体の議会審議の過程の中で、どう生み出していくかは確かに課題である。議会基本条例が目指していることに向けて我々としても努力していきたい。
- ・ また、議会基本条例をつくった後、附帯決議を付ける、あるいは国に対して意見書を出す、という動きは加速されているような印象を受ける。議会基本条例でひ

とつ精神を共通させたことが大きな土俵になって、具体化しつつあると思っている。

○奥水恵一 議会改革推進特別委員会副委員長

- ・ 最後まで何も決まらず動かない、というわけにはいかないので何らかの選択をすることになる。しかし、その後に議論の過程を積極的に公開することが必要だ。
- ・ なお、この議会基本条例は多数決ではなくて、みんなが納得し、委員会では全会一致で賛成であった。

○湯浅委員

- ・ 議会基本条例は市民福祉の向上と市の発展が最終的な目的でつくられている。自治基本条例もその観点であるが、自治基本条例と議会基本条例が重複する部分があると考えている。この部分をお互いにもう理解していったらいいのか、アドバイスをいただきたい。

○奥水恵一 議会改革推進特別委員会副委員長

- ・ 自治基本条例というのは自治体としての基本方針を示すものである。執行機関側は、自治基本条例に基づいて政策を行っていく。一方、執行機関側の政策施策の目的が市民福祉の向上と市の発展に本当に資するのかどうかを議会がチェック、監視する。役割分担が異なるので、バッティングするということではなく、何の問題もない。

○高橋勝頼 副議長

- ・ 自治基本条例に対して議会基本条例は下位法だと考えて制定している。自治基本条例ができたとき、我々が合わせていけないといけないという認識を持っている。ただ、自治基本条例を制定するのは議会であり、我々にも修正権があるという前提で整合性をとっていこうという認識である。

○堀越委員

- ・ 二つお聞きしたい。一つは常任委員会で毎年政策テーマを決めるというお話があったが、市民の参画ということを考えると、そのテーマ自体を市民の意見を聞きながら決めるべきではないか。あるいは、議会と一緒に市民が条例をつくりたいと考えたとき、そのための窓口が市民の側からは見えないのだが、どう考えるか。
- ・ それから、今後、議会への市民参画の具体的な手法を考えると、手法それ自体を市民と一緒に考えると理解していいのか。

○高橋勝頼 副議長

- ・ 具体的なお提案をいただき、大きな指針になる。我々が議会基本条例をつくったときは、議会報告会を条例で設けて成功した例はないという認識だった。その後、いくつかの議会で成功例が出てきている。これは議員個人や政党が単独でやっているのではなくて、議会が一体となって市民の前に姿を現したときに成功している。ご提案いただいたような方法は委員会として、かなり具体化できるのではないかと思う。
- ・ 議会報告会をやれば、そこで意見や提案が出てきて、ツーウェイのやり取りが生まれる。これは正式な議会と市民の窓口となる。

○高柳俊哉 議会改革推進特別委員会委員長

- ・ これは私見なのでこれからの議論だが、委員会のテーマは1年ごとに設定しているが、本来は2年間かけてじっくり調査研究するという方法をとるともっといい

と思っている。オープン委員会を開催しているが、直接、市民とのやり取りという点では十分ではない。今後は、オープン委員会をもっと活用し、市民と協働しながら活動していくことを想定している。これは議会側も努力をするが、市民側からも、ぜひ積極的に提言いただき、議会もそれを取り入れてやっていきたい。

○高橋委員

- ・ 分かりやすいご説明をありがとうございます。熱い気持ちが十分伝わってきて大変良かった。
- ・ 議会基本条例を策定する過程で、議会が市長と相対する存在であるとの認識を全員の議員の皆さんが持たれたという話があったが、実質的に相対する存在になるかどうかについては逐条解説にも載っていた、政策形成機能を今後いかに発揮していくかということにかかっていると考える。議会として政策形成能力をどのように育てていくのか、すでにプランがあったらお聞かせいただきたい。

○高橋勝頼 副議長

- ・ 市長との関係において、重要な役割を果たす「さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例」を9月議会で制定したので、資料を用意している。地方自治法第96条第1項では、議決事件を限定して列記しているが、第2項では条例によって広げていいとあることに基づいている。この議決事件条例の内容については、議会内で相当激しい議論を行った。私の見方は、市長を応援しようとする方と市長と相対立してという方たちとのぶつかり合いだったという印象を持っている。ただ、これをつくったことによって市と議会の関係はかなり整理された。議会基本条例、議決事件条例は議員が自分たちでつくったものである。議会は議員提出条例をどれだけ出せるかが今後の勝負になってくる。予算編成権は市長のほうにあるので、議会側は条例提案が大きな役割になってくる。この点を政策形成能力として重視していく。
- ・ また、年間テーマの調査研究についても、もっと精度を上げていきたい。若い議員の台頭によって議会は確実に変わってきた。議員の中には大学に行って勉強する人も増えてきた。これらの蓄積を議会としては大切にしていきたい。

○中津原委員

- ・ 自治基本条例について、市民と行政と議会、その三者が一体になって協働して市民自治を進めていくための条例だと認識している。具体的な話だが、自治基本条例ができた後に、三者の協働により自治基本条例を運営していくような組織あるいは活動が必要だと考える。ところが、議員が各種の審議会など、市民あるいは行政の中での検討の場に出ていくことを控えるという動きがあるように聞いている。市民が議会に参画する以上に、議員が市民の中に入って、いろいろな協議の場に参加し、これを踏まえて議会でも議論して最終決定すべきではないのか。

○奥水恵一 議会改革推進特別委員会副委員長

- ・ 審議会は、市長の附属機関、諮問機関であり、そこを通った条例案、計画案が議会にかけられる。そのため、市長の下での下準備の段階で、議員が参画することがはたして議会のチェック機能を働かすことなのか。かえって議会が参画しているのではないかとということで足場を取られるのではないかと、という懸念から審議会への参加を控える動きになった。

- ・ ただ、自治基本条例の検証機関という話になると、市長の附属機関とは違うという印象である。これはまた改めて考える必要があるだろう。

○高柳俊哉 議会改革推進特別委員会委員長

- ・ 機構上、市長の附属機関とすると議会が参加するのは難しいが、純然たる第三者機関であれば、議員が参画できるのではないか。ただ、それがどういった位置付けの組織か、ということは検討が必要だ。議会も積極的に市民の中に入っていくという趣旨については私も大いに賛成であり、本当に必要なことだ。

○中津原委員

- ・ その組織あるいは活動への参加が、議会全体としてなのか、議員個人なのか、難しいが、できれば議会の総意としてそこに入っていく仕組みが望ましいように思う。

○高橋勝頼 副議長

- ・ 行政と市民と議会という三者の関係を提示している自治基本条例はあまりなく、コンセプトにも記載がある。当初からの考えであるならば、さいたま市独自の視点という性格が強いだらう。今後、検討委員会の論議を注視しながら議会として検討していきたい。

○福島委員長

- ・ 我々が検討している中で、議会基本条例との関係は非常に気になっていた。今日のお話を聞いて、議会の皆さんが我々の自治基本条例にかなり好意的であり、市民が育ってくるのを待っていた、という姿勢を伺えたのは非常に良かった。今後、議会からも我々の提案に対して忌憚のない意見をいただきたい。また、市民が中心になっている点もご配慮いただきたい。

○染谷部会長

- ・ 議会側から我々に聞きたいことはありますか。

○奥水恵一 議会改革推進特別委員会副委員長

- ・ 市民の皆さんと同じ課題について議論をする機会は、なかなか公の場では持てない環境だったのが、こういう形で設定していただいて非常に大きな一歩である。こういった対話がいろいろな問題に対してもできるような環境をつくるのが我々の目指している市民の議会、市民との関係の部分で一つのヒントになる。私としては非常にいい会議に出させてもらって感謝している。

○高柳俊哉 議会改革推進特別委員会委員長

- ・ 自治基本条例についての意見交換、説明会をぜひ持ってほしい。今回は我々3人の出席だが、ぜひ他の議員も含めて意見交換の機会を市民主催でやっていただきたい。さいたま市の今後のためにぜひ共に手を携えていきたい。ありがとうございます。

○高橋勝頼 副議長

- ・ 自治基本条例の検討委員会についてより勉強してから発言したい。議会基本条例をつくる一つの動機として、国には国会法があり、こと細かく国会の組織、権能について規定している。ところが地方議会は地方自治法で決められているが、いきなり細かい会議規則ばかり規定されている。地方議会とは何ぞや、どういう役割を持つのか、という考え方がない。それを何とか埋めたいという思いがあった。自治基本条例もおそらく同様の部分がある。憲法と自治法があって、いろいろな

法律があるけれども地域の行政と議会と市民の関係をどう描くのか。ここには協働の理念があるのではないか。この点で議会もご協力できる部分があればしっかり汗をかかせていただきたいと思う。

○内田委員

- ・ 私が一つ懸念しているのは財政面である。この問題と関連して、市民の責務と協働と参加についてお知恵を拝借したい。市民にとって必要なサービスがなくならないために、市民に期待することは何か。

○高柳俊哉 議会改革推進特別委員会委員長

- ・ 大変難しい課題である。財政難は、さいたま市だけではなくて全国的な状況である中で、行政の役割と市民の役割を新たに見直さなければいけない。市民が参画することによって行政本来の機能が発揮できることがある。そのことを市民の側も行政の側も見据えていくことが大切だ。

○染谷部会長

- ・ 実りある意見交換となった。議員さんから我々にまた会いたいという言葉がいただいたので、また機会があれば、ぜひこういった場を設けさせていただきたい。

○歌川副部会長

- ・ 本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。私は現在、この部会の副部会長を務めている。まだ学生であり、議会基本条例の存在も委員になって初めて知ったところである。よく考えると、さいたま市の議員の方と会うのも初めてであり、とても新鮮な体験だった。さいたま市議会は、開かれた議会を目指した改革に着手されていることがよく分かった。それでも、市民の側からすると、いざ議会や議員にアクセスしようとしても何をどのように相談していいのかわからないのが現状だ。
- ・ しかし、今日の話の中で、さいたま市は合併して間もないからこそ改革の意欲がある、議会基本条例も自治基本条例も前提は市民自治の確立であるという共通の目的があるということを伺って大変心強く感じた。今後の部会では、今日学ばせていただいたことを糧として条例づくりに励みたい。本日は大変ありがとうございました。

閉会 次回 平成22年11月22日（月）